

## 熊本県司法書士会メーリングリスト運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、熊本県司法書士会（以下、「本会」という）が実施するインターネットメーリングリストを利用した情報交換システム（以下、「熊司ネット」という）に関し、その適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (趣旨)

第2条 本会は、本会と本会所属会員（以下、「会員」という）及び会員相互の情報交換をするために熊司ネットを実施し、もって本会会務の円滑な運営及び会員の資質の向上に資するものとする。

### (参加者)

第3条 熊司ネットに参加できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本会
- (2) 会員

2 熊司ネットに参加する手続きについては、会長が別に定める。

### (規程の遵守)

第4条 熊司ネットの参加者は、この規程を遵守しなければならない。

### (自己責任の原則)

第5条 参加者は、熊司ネットの利用に際して、第三者に損害を与えた場合には、自己の責任において解決するものとし、本会はその責任を負はない。

2 熊司ネットの利用により発生した参加者の損害については、本会はその責任を負わず、一切の損害賠償の責に任じない。

### (不保証)

第6条 本会は、参加者によって登録された発言について、その完全性、正確性、有用性等いかなる保証もしない。

### (転載の禁止)

第7条 参加者は、熊司ネットに登録された発言の内容について、登録した本人の了解なく外部に転載してはならない。

(禁止行為)

第8条 参加者は、熊司ネットにおいて、次の行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の会員の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (5) 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 熊司ネットの運営を妨げ、あるいは本会又は各会員の信頼を毀損する行為
- (7) 法令、本会会則及びこの規程に反する行為並びにこれらの趣旨に反する行為

(利用拒否)

第9条 会長は、本運営規程に違反した者について、熊司ネットの利用を拒否することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

付 則

- 1 本規則は、平成12年8月1日から施行する。

付 則

- 1 本規程は、平成15年4月1日から施行する。